

# 死亡届を提出された ご遺族のかたへ

## おくやみ手続きのご案内

この度は、謹んで心よりお悔やみ申し上げます。

ご遺族におかれましては、今後、市役所内外における様々な  
お手続きがございます。

本リーフレットをご利用頂き、お手続きの一助になりましたら  
幸いです。

富士見市

## 目 次

市庁舎案内図	・・・	2
市役所で行う手続きチェックリスト	・・・	4
市役所以外の主な手続き一覧	・・・	6
市役所での手続き	・・・	7
その他		
法定相続人の範囲と順位	・・・	19
委任状	・・・	20

### 必要な持ち物

に出てくるものご案内

#### 『本人確認書類』

##### A 1点の提示で確認できるもの（有効期限内のもの）

（例）マイナンバーカード、パスポート、運転免許証、  
運転経歴証明書、在留カード など

**※ 住所が現在の情報でない場合は、Bの取扱いとなります**

##### B 2点以上の掲示が必要となるもの（有効期限内のもの）

（例）健康保険証や年金手帳と以下のものを組みわせる  
・通帳（キャッシュカード）、・クレジットカード など

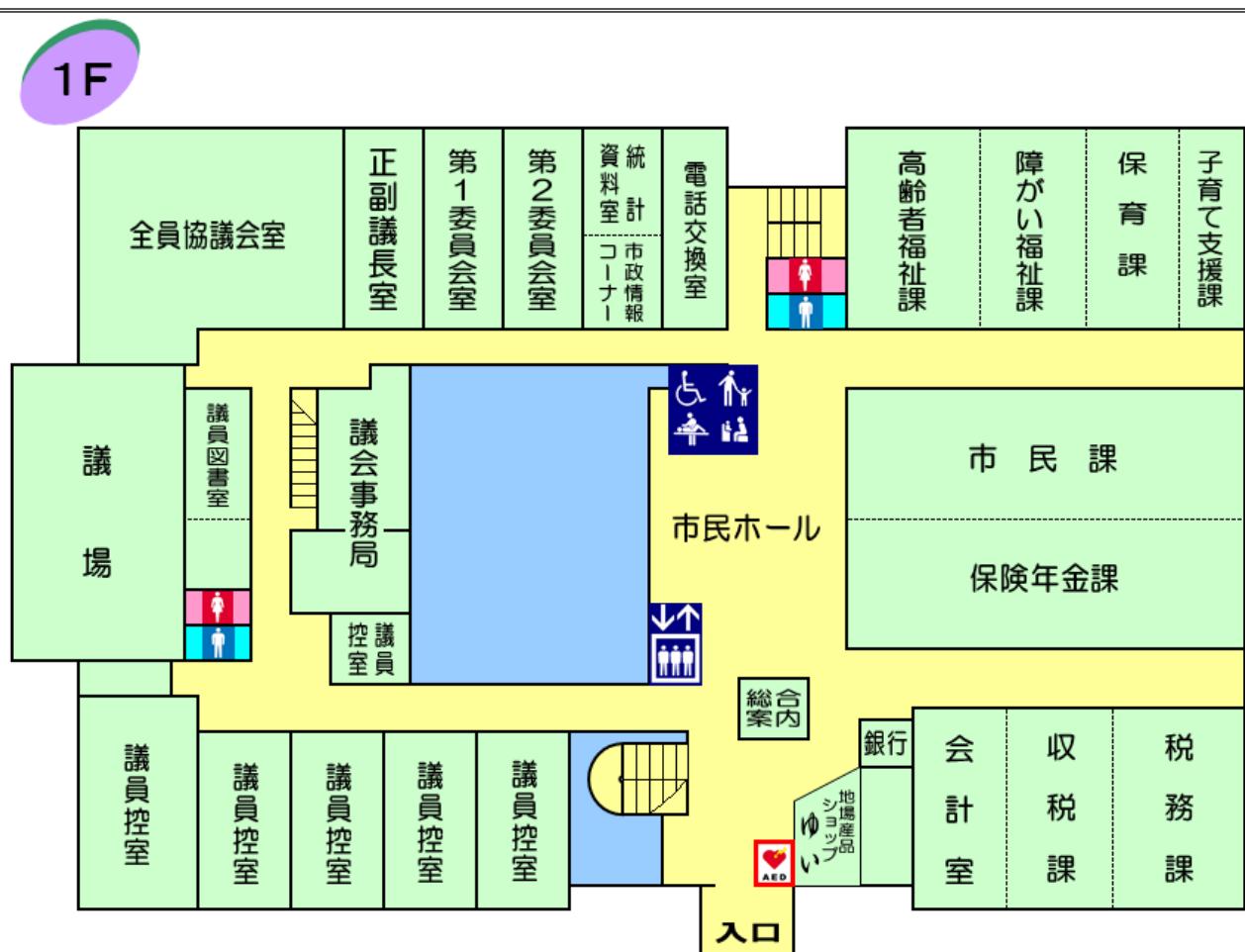
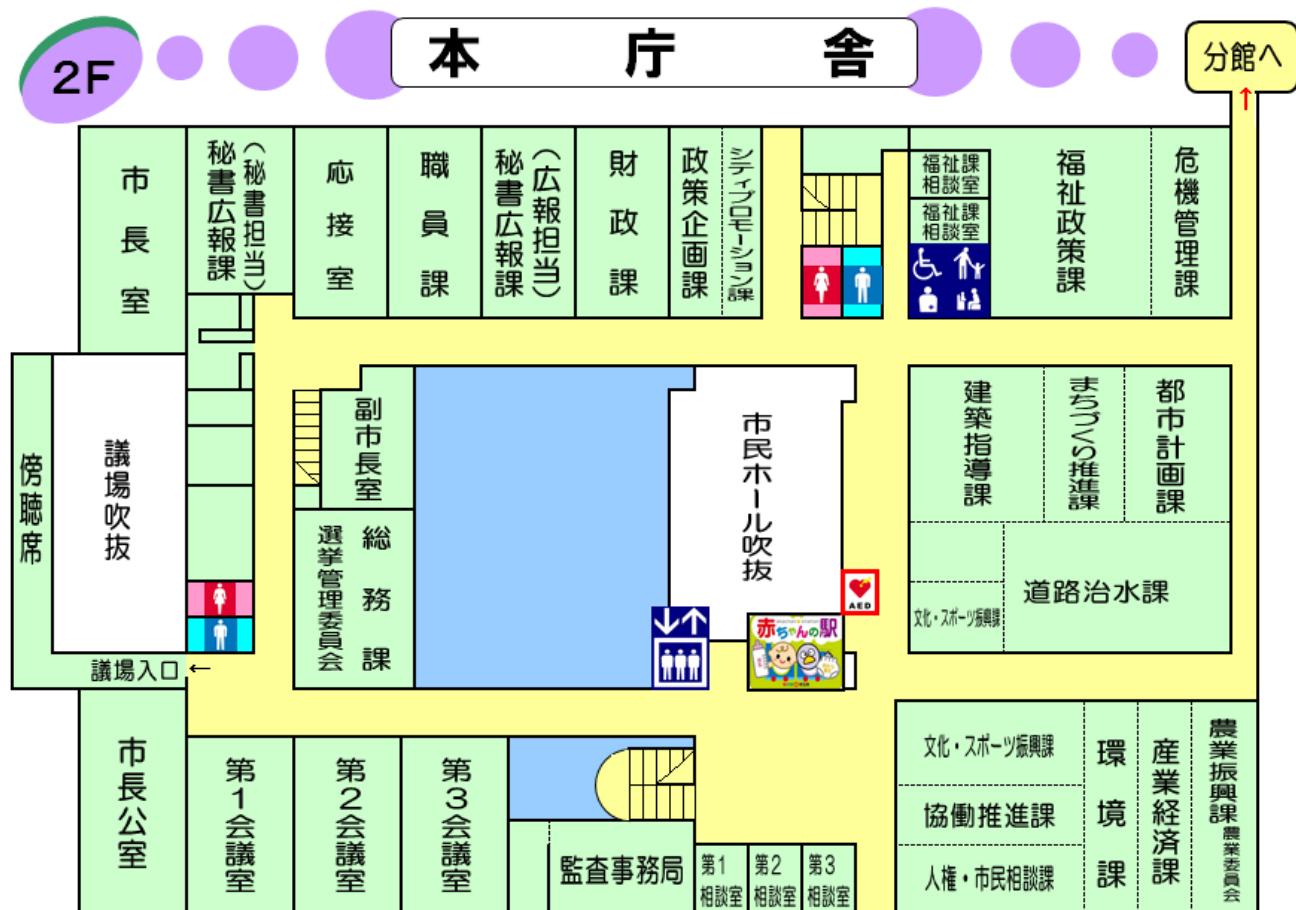
#### 『振込先口座がわかるもの』

通帳やキャッシュカードなど（口座番号・名義人等がわかるもの）

#### 『委任状』

相続人から依頼を受け、代理人が手続きを行う場合は、委任状が必要となります。（最終ページの委任状をご利用ください）

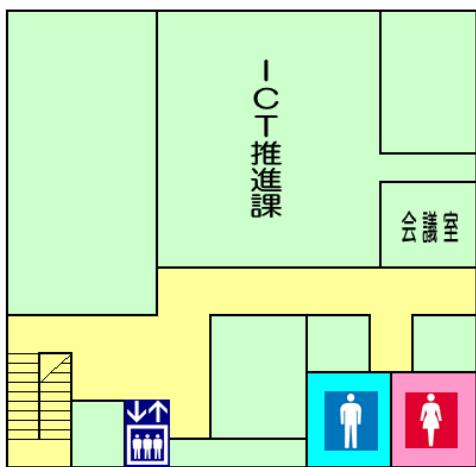
# 市庁舎案内図



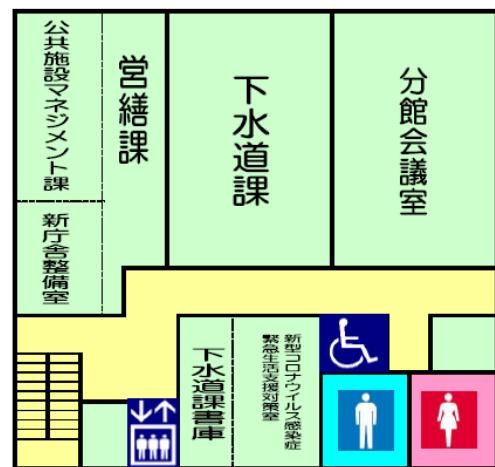
# 分館案内図

## 分 館

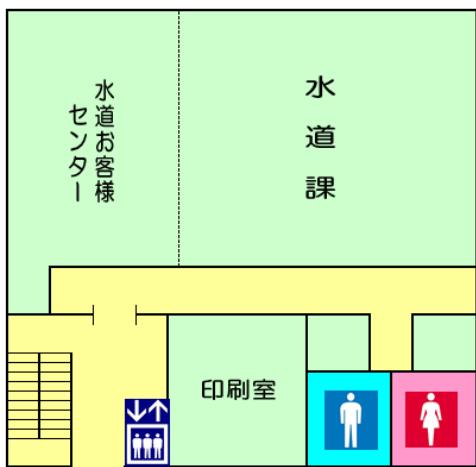
4F



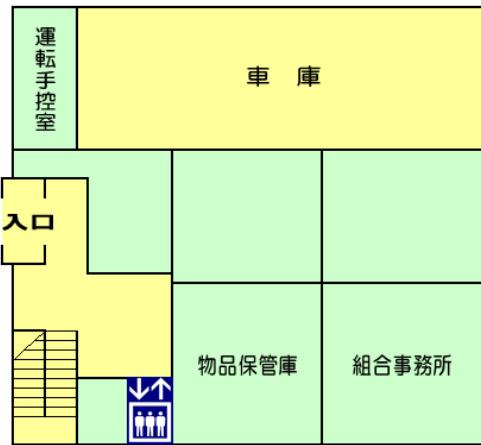
3F



2F



1F



# 市役所で行う手続きチェックリスト

区分	ページ	チック	項目	主な手続き	受付窓口 (担当課)
住民登録	7	<input type="checkbox"/>	住民票	世帯主の変更	市役所1階 市民課
	7	<input type="checkbox"/>	戸籍（除籍）謄抄本	証明書	
	7	<input type="checkbox"/>	印鑑登録証	登録証の返納	
	7	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード 通知カード 住民基本台帳カード	各種カードの返納	
保険	8	<input type="checkbox"/>	国民健康保険	各種証の返却 葬祭費の支給申請 相続人代表者の届出	市役所1階 保険年金課
	9	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療	各種証の返却 葬祭費の支給申請 相続人代表者の届出	
年金	9	<input type="checkbox"/>	国民年金	死亡一時金、遺族基礎年金、未支給年金等の請求	
税金	10	<input type="checkbox"/>	市・県民税 軽自動車税（種別割） 固定資産税	相続人代表者の指定	市役所1階 税務課
	10	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車（125cc以下）等	名義変更や廃車	
	10	<input type="checkbox"/>	税金の口座振替	口座振替の停止や変更	市役所1階 収税課
保育	11	<input type="checkbox"/>	教育・保育に関する支給認定	支給認定の変更申請	市役所1階 保育課
	11	<input type="checkbox"/>	放課後児童クラブ	入室申請内容の変更申請	
子育て	11	<input type="checkbox"/>	こども医療	受給者証の返還	市役所1階 子育て支援課
	12	<input type="checkbox"/>	児童手当	受給者の変更など	
	12	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当	受給者の喪失 新受給者の申請	
	13	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費	受給者の喪失 新受給者の申請	

# 市役所で行う手続きチェックリスト

区分	ページ	チヨク	項目	主な手続き	受付窓口 (担当課)
障がい	14	<input type="checkbox"/>	各種手帳	各種手帳の返還と喪失の届出 (身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)	市役所 1 階 障がい福祉課
	14	<input type="checkbox"/>	自立支援医療 (精神通院・更生・育成医療)	受給者証の返還 喪失の届出	
	14	<input type="checkbox"/>	重度心身障害者医療	受給者証の返還 喪失の届出	
	14	<input type="checkbox"/>	在宅重度心身障害者手当	喪失の届出	
	15	<input type="checkbox"/>	難病患者見舞金	喪失の届出	
	15	<input type="checkbox"/>	各種障害者手当	喪失の届出、未支払手当請求 (特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当)	
	15	<input type="checkbox"/>	富士見市福祉タクシー利用券	利用券の返還	
	15	<input type="checkbox"/>	市内循環バス特別乗車証(橙色)	乗車証(橙色)の返還	
介護	16	<input type="checkbox"/>	市内循環バス特別乗車証(白色)	乗車証(白色)の返還	市役所 1 階 高齢者福祉課
	16	<input type="checkbox"/>	介護保険	各種証の返還 相続人代表者などの届出	
	16	<input type="checkbox"/>	在宅高齢者支援事業	利用停止の申出	
	17	<input type="checkbox"/>	ふれあい収集事業	利用停止の届出	
	17	<input type="checkbox"/>	老人介護手当	異動届の提出	
	17	<input type="checkbox"/>	公衆浴場入浴料助成事業	余った券の返還	
水道	18	<input type="checkbox"/>	上下水道	名義変更や使用中止	市役所分館 2 階 水道お客様センター
下水道	18	<input type="checkbox"/>	受益者負担金	受益者変更の届出	市役所分館 3 階 下水道課
犬	18	<input type="checkbox"/>	飼い犬	飼い主変更の手続き	市役所 2 階 環境課
農地	18	<input type="checkbox"/>	農地	農地所有者変更の手続き	市役所 2 階 農業委員会事務局

## 市役所以外の主な手続き一覧

チェック	項目	主な手続き	問合せ先
<input type="checkbox"/>	電気・ガス等	名義変更・解約	各契約会社 ※領収書をご確認ください
<input type="checkbox"/>	携帯電話・固定電話	契約の継承・解約	各契約会社 ※請求書をご確認ください
<input type="checkbox"/>	インターネット ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社 ※請求書をご確認ください
<input type="checkbox"/>	NHK 受信料	名義変更・解約	フリーダイヤル ☎0120-151515
<input type="checkbox"/>	運転免許証	返納	東入間警察署 ☎049-269-0110
<input type="checkbox"/>	パスポート	返納	埼玉県パスポートセンター川越支所 ☎049-249-4181
<input type="checkbox"/>	金融機関 (預貯金口座)	凍結解除・解約	各金融機関
<input type="checkbox"/>	クレジットカード	解約	各契約会社 ※利用明細書をご確認ください
<input type="checkbox"/>	株式等	名義変更	各証券会社
<input type="checkbox"/>	生命保険	保険金の請求	加入している生命保険会社
<input type="checkbox"/>	普通自動車	税金	自動車税コールセンター ☎0570-012-229
<input type="checkbox"/>	普通自動車 軽二輪・二輪の小型 自動車(125cc超)	名義変更・廃車	関東運輸局 埼玉運輸支局 所沢自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2029
<input type="checkbox"/>	軽自動車 (三輪以上)	名義変更・廃車	軽自動車検査協会 埼玉事務所 所沢支所 ☎050-3816-3111
<input type="checkbox"/>	国税 (相続税・所得税)	申告・準確定申告	川越税務署 ☎049-235-9411 (自動音声)
<input type="checkbox"/>	不動産登記	相続登記(土地・家屋)	さいたま地方法務局 ☎048-476-1230 (自動音声)
<input type="checkbox"/>	厚生年金	遺族厚生年金	川越年金事務所 ☎049-242-2657 (自動音声)
<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>			

# 市役所での手続き

# 市民課

## 住民票：世帯主の変更

死亡届によって住民票の除票処理を行います。

死亡届の時に確認した世帯主を変更したい場合、世帯主の変更手続きが必要です。

### 必要な持ち物

- 届出人の本人確認書類
- 委任状（別世帯の方が届出する場合）

## 戸籍（除籍）謄抄本：証明書

死亡届によって戸籍に死亡事項を記載します。

記載が完了するまでに、死亡届の提出日から7日～10日程度かかります。

### 必要な持ち物

- 届出人の本人確認書類
- 委任状（配偶者や直系親族以外の方が申請する場合）
- ※ 親族関係がわかる書類を求める場合があります

## 印鑑登録証：登録証の返納

故人が印鑑登録をしていた場合、印鑑登録証を返納してください。

### 必要な持ち物

- 故人の印鑑登録証
- ※ ご遺族の方がハサミを入れ、処分することも可能

## マイナンバーカード、通知カード、住民基本台帳カード：返納

故人のマイナンバーカード又は通知カード、住民基本台帳カードが不要となった場合は、返納してください。

### 必要な持ち物

- 届出人の本人確認書類
- 故人のマイナンバーカード又は通知カード
- 故人の住民基本台帳カード

※ 税金や保険等の相続手続きで、マイナンバーが必要となる場合があります。手続きが完了するまで保管してください。（返納後の返却はできません）

# 保険年金課

## 国民健康保険：各種証の返却

故人が国民健康保険の被保険者であった場合、各種証を返却してください。

### 必要な持ち物

- 故人の被保険者証又は被保険者資格証明書
- 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等  
(対象者のみ)

## 葬祭費の支給申請

葬祭を行った方に支給されます。

### 必要な持ち物

- 葬祭を行った方の振込先口座がわかるもの
- 葬祭を行った方の認印
- 会葬礼状や葬儀代の領収書の原本

## 相続人代表者などの届出

故人が世帯主の場合、納税通知書などを受け取る方（代表者）の指定や継承する手続きです。

### 必要な持ち物

- 届出人の本人確認書類
- 相続人の認印

## <保険税について>

保険税は再計算して、後日通知いたします。

公的年金から特別徴収されている方は、通知に時間がかかる場合があります。

## 【メモ欄】

# 保険年金課

## 後期高齢者医療：各種証の返却

故人が後期高齢者医療保険の被保険者であった場合、各種証を返却してください。

### 必要な持ち物

- 故人の被保険者証
- 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等  
(対象者のみ)

## 葬祭費の支給申請

葬祭を行った方に支給されます。

### 必要な持ち物

- 葬祭を行った方の振込先口座がわかるもの
- 会葬礼状や葬儀代の領収書の原本

## 相続人代表者などの届出

故人の保険料の書類（納付・還付）や保険の給付を受け取る方（代表者）を指定する手続きです。

### 必要な持ち物

- 相続人代表者の振込先口座がわかるもの
- 相続人代表者に指定する方の認印

### <保険料について>

保険料は再計算して、後日通知いたします。

公的年金から特別徴収されている方は、通知に時間がかかる場合があります。

## 国民年金：死亡一時金、遺族基礎年金、未支給年金等の請求

年金の加入状況等で手続きが異なります。担当課までお問い合わせください。

### 必要な持ち物

担当課までお問い合わせください。

※ 場合によっては、年金事務所もしくは各共済組合への手続きが必要となる場合があります。

## 税務課

### 市・県民税、軽自動車税（種別割）、固定資産税：相続人代表者の指定

故人が納税義務者（市・県民税、軽自動車税（種別割）、固定資産税を納付している方）の場合、納税通知書などを受け取る、相続人代表者を指定する手続きです。

#### 必要な持ち物

- 届出人の本人確認書類
- 相続人であることがわかる書類（戸籍謄本等）

※ この手続きは、資産の所有権や相続割合等を確定するものではありません。

※ 相続人代表者に指定した方のみが納税義務を負うものではありません。

### 原動機付自転車（125cc以下）等：名義変更や廃車

故人名義の原動機付自転車（125cc以下）や小型特殊自動車等をお持ちの場合、廃車や名義変更の手続きをしてください。

#### 必要な持ち物

担当課までお問い合わせください。

## 収税課

### 税金の口座振替：口座振替の停止や変更

故人の口座から口座振替していた場合、納付書による納税に変更となります。

故人とは別の方の口座で、引き継ぎ口座振替を希望される方は、口座振替の変更手続きをしてください。

#### 必要な持ち物

- 故人の納税通知書
- 引き継ぎを希望する口座の通帳
- 口座の届出印またはキャッシュカード  
(暗証番号の入力が必要です)

### 【メモ欄】

# 保育課

## 教育・保育に関する支給認定：支給認定の変更

故人が支給認定を受け、未就学児の教育・保育施設を利用している場合は、支給認定の変更申請手続きをしてください。

### 必要な持ち物

故人の支給認定証

## 放課後児童クラブ：入室申請内容の変更申請

入室申請内容の変更申請手続きをしてください。

### 必要な持ち物

**担当課までお問い合わせください。**

# 子育て支援課

## こども医療費：受給者証の返還など

○故人がこども医療費の支給対象者（支給対象児童）であった場合  
故人の受給者証の返還と資格喪失の手続きをしてください。

### 必要な持ち物

故人の受給者証

○故人がこども医療費の受給者であった場合  
故人の受給者証の返還や新たに受給するための手続きをしてください。

### 必要な持ち物

故人の受給者証  
 児童（支給対象者）の健康保険証  
 新しい振込先口座がわかるもの

# 子育て支援課

## 児童手当：受給者の変更など

○故人が児童手当の支給対象者（支給対象児童）であった場合

必要なお手続きはございません。

○故人が児童手当の受給者であった場合、新たに対象児童を養育する方の受給者変更や未支払手当の請求手続きをしてください。

### 必要な持ち物

- 養育する方の健康保険証
- 届出人の本人確認書類
- 新たに養育する方の振込先口座がわかるもの

## 児童扶養手当：資格喪失または額改定届出など

○故人が児童扶養手当の支給対象者（支給対象児童）であった場合

●支給対象児童が1人の場合、「資格喪失届」を届出してください。

●支給対象児童が複数の場合、「額改定届」を届出してください。

※ 必要な持ち物は、ございません。

○故人が児童扶養手当の受給者であった場合、未支払手当の請求手続きをしてください。

### 必要な持ち物

- 未支払分を受給する児童の振込先口座がわかるもの

○新たに養育する方が手当を請求できる場合

### 必要な持ち物

- 新たに養育する方と対象児童の戸籍謄本
- 届出人の本人確認書類
- 新たに養育する方の振込先口座がわかるもの

※以下の場合は、別の手続きが必要となります。

○児童扶養手当受給者の同居の親族が亡くなった場合（同居者変更の手続き）

○児童扶養手当受給者の配偶者が亡くなった場合（受給事由の変更手続き）

# 子育て支援課

## ひとり親家庭等医療費：受給者証の返還など

○故人がひとり親家庭等医療費の支給対象者（支給対象児童）であった場合、故人の受給者証を返還してください。

### 必要な持ち物

- 故人の受給者証

○故人がひとり親家庭等医療費の受給者であった場合、故人の受給者証を返還してください。

### 必要な持ち物

- 故人の受給者証

○新たに養育する方が医療費受給を請求できる場合

### 必要な持ち物

- 新たに養育する方と対象児童の戸籍謄本
- 新たに養育する方と対象児童の健康保険証
- 届出人の本人確認書類
- 新たに養育する方の振込先口座がわかるもの

### 【メモ欄】

# 障がい福祉課

## 各種手帳：各種手帳の返還と喪失の届出

故人が以下のいずれかの手帳を所持していた場合、喪失の届出をご記入いただき、手帳を返還してください。

身体障害者手帳       療育手帳       精神障害者保健福祉手帳

必要な持ち物

故人が所持されていた手帳

## 自立支援医療：受給者証の返還と喪失の届出

故人が自立支援医療（精神通院・育成・更生）受給者証を所持していた場合、喪失の届出をご記入いただき、受給者証を返還してください。

必要な持ち物

故人の自立支援医療受給者証

## 重度心身障害者医療：受給者証の返還と喪失の届出

故人が重度心身障害者医療費受給者証を所持していた場合、喪失の届出をご記入いただき、受給者証を返還してください。

必要な持ち物

故人の重度心身障害者医療費受給者証  
 届出人（相続人）の振込先口座がわかるもの

※ 口座変更手続きが必要な場合があります。

## 在宅重度心身障害者手当：喪失の届出

故人が在宅重度心身障害者手当を受給していた場合、喪失の届出をご記入いただきます。

必要な持ち物

届出人（相続人）の振込先口座がわかるもの

※ 口座変更手続きが必要な場合があります。

# 障がい福祉課

## 難病患者見舞金：喪失の届出

故人が難病患者見舞金を受給していた場合、喪失の届出が必要です。

### 必要な持ち物

届出人（相続人）の振込先口座がわかるもの

※ 口座変更手続きが必要な場合があります。

## 各種障害者手当：喪失の届出、未支払手当の請求

故人が以下のいずれかの手当を受給していた場合、喪失の届出が必要です。

手当の未払いがある場合、未支払手当の請求手続きをしてください。

○特別児童扶養手当

○障害児福祉手当

○特別障害者手当

### 必要な持ち物

振込先口座がわかるもの

## 富士見市福祉タクシー利用券：返還

故人が富士見市福祉タクシー利用券をお持ちの場合、返還してください。

### 必要な持ち物

富士見市福祉タクシー利用券

## 市内循環バス特別乗車証（橙色）：返還

故人が市内循環バス特別乗車証（橙色）をお持ちの場合、返還してください。

### 必要な持ち物

市内循環バス特別乗車証（橙色）

# 高齢者福祉課

## 市内循環バス特別乗車証（白色）：返還

故人が市内循環バス特別乗車証（白色）をお持ちの場合、返還してください。

### 必要な持ち物

- 市内循環バス特別乗車証（白色）

## 介護保険：各種証の返還

故人が65歳以上または介護認定を受けていた場合、各種証を返還してください。

### 必要な持ち物

- 故人の介護保険被保険者証
- 負担割合証、負担限度額認定証等（対象者のみ）
- 届出人の認印

## 相続人代表者などの届出

故人の通知書（納付・還付）などを受け取る方（代表者）を指定する手続きです。

### 必要な持ち物

- 届出人の本人確認書類
- 届出人（相続人）の振込先口座がわかるもの

## <保険料について>

保険料は再計算して、後日通知いたします。  
(公的年金から特別徴収されている方は、通知に時間がかかる場合があります)

## 在宅高齢者支援事業：利用停止の提出と物品の返却

故人が事業を利用していた場合、利用停止申出書を提出し、物品を返却してください。

### 必要な持ち物

- 利用していた物品  
(緊急時連絡システム、徘徊探知機、貸与の電話)

# 高齢者福祉課

## ふれあい収集事業：利用停止の届出と回収ボックスの返却

故人が事業を利用していた場合、利用停止届出書を提出し、回収ボックスを返却してください。

### 必要な持ち物

利用していた回収ボックス

## 老人介護手当：異動届の提出

故人を介護し、老人介護手当を受給していた場合、老人介護手当異動届を提出してください。

※ 必要な持ち物は、ございません。

## 公衆浴場入浴料助成事業：無料入浴券の返還

故人が事業を利用していた場合、お持ちの無料入浴券を返還してください。

### 必要な持ち物

お持ちの無料入浴券（余り分）

### 【家の管理・処分等】 《建築指導課》

故人が家屋を所有していた場合、法務局で相続登記手続をお願いいたします。

※ 家屋の管理・解体・売却・賃貸など、今後の方向性を定める場合は、建築指導課までご相談ください。

### 【メモ欄】

## 水道課

### 上下水道：名義変更や使用中止

故人が上下水道を利用していた場合、名義変更または使用中止のご連絡をお願いいたします。お届け内容により、必要書類が異なりますのでお問い合わせください。

必要な持ち物

水道お客様センターまでお問い合わせください。

## 下水道課

### 受益者負担金：受益者変更の届出

故人が受益者負担金を完納していない場合、受益者変更の届出が必要です。お届け内容により、必要書類が異なりますのでお問い合わせください。

必要な持ち物

担当課までお問い合わせください。

## 環境課

### 飼い犬の手続き：登録事項変更の届出

故人が犬を飼っていた場合、飼い犬の登録事項変更の届出をしてください。

必要な持ち物

犬の登録情報がわかるもの  
(鑑札、狂犬病予防注射の案内ハガキ等)

※ 市外の方に犬を譲渡される場合は、担当課までお問合せください。

## 農業委員会事務局

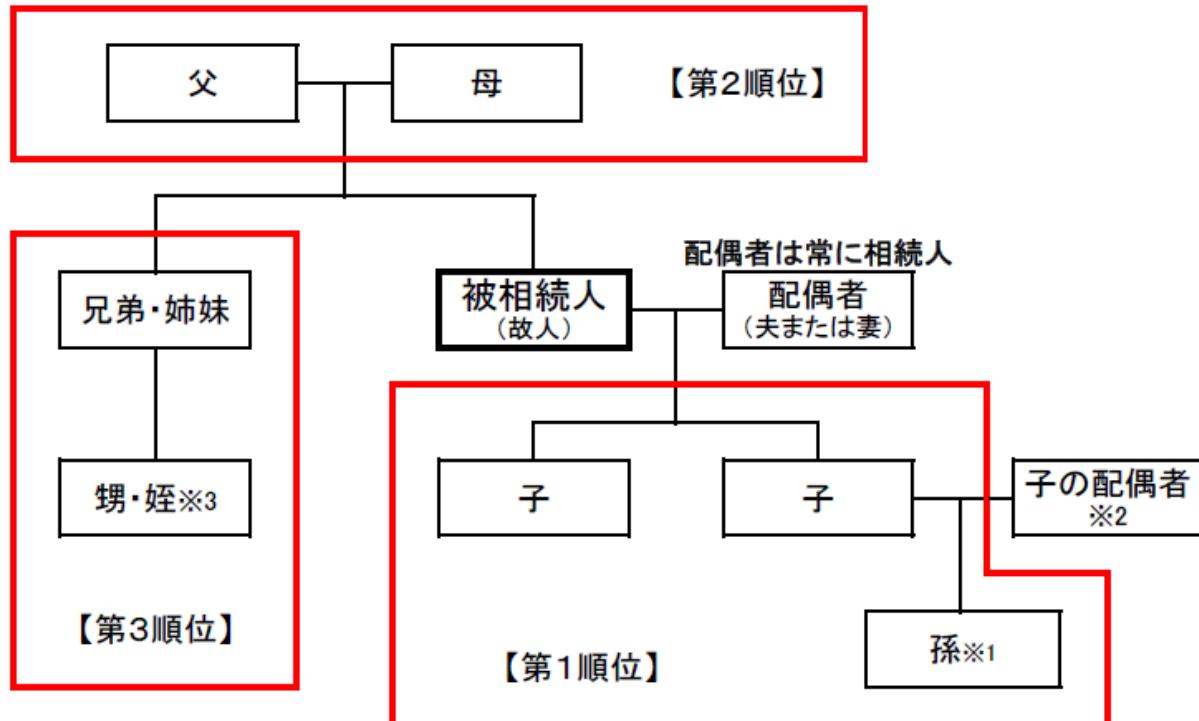
### 農地の手続き：所有者変更の届出

故人が農地を所有していた場合、相続で新たに所有者になられた方の届出をしてください。

必要な持ち物

担当部署までお問い合わせください。

# 法定相続人の範囲と順位



法定相続人：法律上相続する権利のある者のこと。

相 続 順 位：相続権利の順番。

第1順位の相続人がいない場合、第2順位の者へ。

第2順位の者がいない場合、第3順位の者へと相続権が移っていく。

※1 孫 : 子が既に死亡している場合は、孫が相続人（代襲相続人）となる。

※2 子の配偶者 : 子の配偶者は、相続人とならない。  
ただし、子の配偶者が、故人と養子縁組をしている場合は、法定相続人（子の扱い）となる。

※3 甥・姪 : 兄弟・姉妹が既に死亡している場合は、甥・姪が相続人（代襲相続人）となる。

# 委任状

(代理人) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日

私に関する \_\_\_\_\_ のについて、  
上記の者を代理人とし、その権限を委任します。

年 月 日

(委任者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日

電話番号 \_\_\_\_\_

※ 委任状は、必ず委任する本人がご記入ください。

申請の内容について、電話で確認させていただくことがあります。